

4 株主提案権

株主提案権の種類

- ①303条：事前の議題提案権（当日における議題提案はできない）
- ②304条：当日の議案提案権（動議）
- ③305条：事前の議案提案権（議案の要領の通知請求権）

株主提案権の要件²⁹

1 議題提案権（303条。事前）

(1) 取締役会設置会社の場合

ア 提案できる株主の要件

議決権の100分の1以上の議決権、または300個以上の議決権を保有していること。
公開会社の場合には、6か月前から引き続き保有していることも必要である。

イ 議題についての要件

株主総会の8週間前までに行使しなければならない。

∵取締役会設置会社では、招集通知に議題を記載する必要がある（299条2項2号、4号）。

(2) 取締役会非設置会社の場合

提案できる株主についても、提案する議題についても、特に要件はない。

2 議案提案権（304条。当日の動議）

議案の内容が法令・定款に反する場合、または実質的に同一の議案につき過去3年以内に議決権の10分の1以上の賛成を得られずに否決された議案については、提案することができない。

3 議案要領³⁰通知請求権（305条。事前）

(1) 取締役会設置会社の場合

ア 提案できる株主の要件

議決権の100分の1以上の議決権、または300個以上の議決権を保有していること。
公開会社の場合には、6か月前から引き続き保有していることも必要である。

イ 議案についての要件

株主総会の8週間前までに行使しなければならない。

議案の内容が法令・定款に反する場合、または実質的に同一の議案につき過去3年以内に議決権の10分の1以上の賛成を得られずに否決された議案については、提案することができない。

(2) 取締役会非設置会社の場合

提案できる株主については、特に要件はない。

提案する議案については、議案の内容が法令・定款に反する場合、または実質的に同一の議案につき過去3年以内に議決権の10分の1以上の賛成を得られずに否決された議案については、提案することができない。

²⁹ 要件を満たす場合であっても、株主提案に係る議題・議案の数、提案理由の内容・長さによっては、会社または株主に著しい損害を与える権利行使として権利濫用に該当する場合がある。

³⁰ 議案の要領とは、提案議案の基本的内容につき会社及び一般株主が理解できる程度の記載をいう。ここに提案の理由は含まれない。そのため、株主が招集通知に提案理由を記載してほしいと要望しても会社は応じる必要はない。もっとも、書面投票を行う場合（298条1項3号。なお、同条2項も参照）には、招集通知とともに株主総会参考書類を交付しなければならないが（301条1項）、株主総会参考書類には提案の理由を記載する必要がある（会社則93条1項3号）。

4 「6 か月前から引き続き有する株主」の意義

(1) 6 か月前から

株主提案権を行使した日（請求日）から遡って6 か月前から保有していることを意味する。

(2) 引き続き有する

株主総会終結時まで引き続き保有していることを意味する。

(3) 提案権を行使した日（請求日）の後に、会社が新株発行をしたことにより保有要件を欠いた場合
会社が当該提案を妨害する目的で新株を発行したなどの特段の事情のない限り、当該提案は、株主提案権の要件を欠くものとなる。

株主提案が取り上げられない場合の事前救済

株主提案を取り上げることを求める訴訟を提起することができる。

このとき、訴訟によつたのでは株主総会の回さ期日に間に合わない可能性が高いため、仮の地位を定める仮処分（民保 23 条 2 項）もあわせて申し立てる必要がある。

株主総会において議題・議案を無視した場合の事後救済

1 ある議題において株主提案された「議案」（304 条，305 条）を無視して、会社提案の議案のみを審議して可決した場合

株主提案という代替案を検討しなかった点で、会社提案の議案に係る決議にも決議方法の法令違反（304 条，305 条違反）として、取消事由が認められる（831 条 1 項 1 号）。

2 株主提案された「議題」（303 条。A とする。）を無視した場合

議題 A に関して何も決議はされていないから決議取消しは不可能である。

同一の株主総会における他の議題（B とする。）に関する決議についても、議題 A の提案の無視は、議題 B に関する決議の瑕疵とは言えないため、原則として議題 B に係る決議の取消しは認められない。

もともと、①両議題が密接に関連していて、可決された議案（議題 B）を審議する上で株主提案された議題（議題 A）についても検討・考慮することが必要かつ有益であり、②株主提案された議題（議題 A）を取り上げると現経営陣に不都合なため、会社が現経営陣に都合のよいように議事を進行させることを企図して当該事項を株主総会において取り上げなかったときに当たるなど、特段の事情が存在する場合に限り、議題 B に係る決議についても決議方法の法令違反（303 条）として、取消事由が認められる（831 条 1 項 1 号）。